

一般教育訓練明示書(博士前期課程 専門看護師コース)

一般教育訓練明示書(博士前期課程 専門看護師コース)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 昨年度(28年度)内の受講修了者数	3 人			
② ①のうち目標資格の受験者数	3 人	受験率(②)/(①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	3 人	合格率(③)/(②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	1 人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	1 人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員 2 非正社員、派遣社員 3 その他の就業(自営業等) 4 非就業	1 人 0 人 0 人 0 人	②A: 就業者計 1 ②B: 非就業者計 0	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ 2 配置転換等により希望の業務に従事できる 3 社内外の評価が高まる 4 円滑な転職に役立つ 5 趣味・教養に役立つ 6 その他の効果 7 特に効果はない	0 人 0 人 0 人 0 人 0 人 0 人 1 人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	1
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる 2 希望の職種・業界で就職できる 3 より良い条件(賃金等)で就職できる 4 趣味・教養に役立つ 5 その他の効果 6 特に効果はない	0 人 0 人 0 人 0 人 0 人 0 人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した 2 受講修了後3~6か月以内に就職した 3 受講修了後6~12か月以内に就職した 4 就職していない	0 人 0 人 0 人 0 人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足 2 おおむね満足 3 どちらとも言えない 4 やや不満 5 大いに不満	1 人 0 人 0 人 0 人 0 人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	1

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	履修科目についての試験の結果、その他必要な項目の評価を行うとともに、研究活動の最終成果物となる課題研究論文について、論文審査委員会において論文としての水準や倫理面等の審査を行い、合否を判定する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	該当なし

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

博士前期課程に2年以上在学して所定の授業科目を履修し、34単位以上の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本学大学院が行う課題研究論文の審査及び最終試験に合格する。
修了認定時期は、3月とする。

一般教育訓練明示書(博士前期課程 専門看護師コース)

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																	
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	学生一人ひとりを担当する研究指導教員をおき、履修指導や学生生活相談に応じる。指導教員は、マンツーマン体制で個々の学生に接し、適切な学修が進められるよう指導や助言を行う。																
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	研究指導教員が学生の就職相談に応じるほか、キャリア支援室において、就職支援アドバイザーが求人の情報提供等を行う。																
8. その他の事項																	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	公立大学法人 札幌市立大学 (代表者名:理事長 蓮見 孝)																
住所及び連絡先	札幌市南区芸術の森1丁目 TEL 011-592-2300																
施設名称及び施設長名	札幌市立大学大学院 (施設長:学長 蓮見 孝)																
住所及び連絡先	札幌市中央区北11条西13丁目 TEL 011-726-2500																
給付制度担当部署・者	事務局桑園事務室 教務係 (担当者:石崎、川村)																
連絡先	TEL 011-726-2500																
一般教育訓練経費支払い方法 分割払	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)</td> <td style="width: 70%; text-align: right;">817,800 円</td> </tr> <tr> <td>① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">282,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 受講料・授業料(税込額) 1年次 (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">535,800 円 (うち、必須教材費 0 円)</td> </tr> <tr> <td>2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③)</td> <td style="text-align: right;">535,800 円</td> </tr> <tr> <td>① 受講料・授業料(税込額) 2年次</td> <td style="text-align: right;">535,800 円</td> </tr> <tr> <td>② 教材費(教科書代)、実習に伴う経費 等</td> <td style="text-align: right;">別途 円</td> </tr> <tr> <td>③ その他(総合保障制度Wii(傷害保険・賠償責任保険))</td> <td style="text-align: right;">別途 円</td> </tr> <tr> <td>3. 総額 (1+2) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">1,353,600 円</td> </tr> </table>	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	817,800 円	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	282,000 円	② 受講料・授業料(税込額) 1年次 (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	535,800 円 (うち、必須教材費 0 円)	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③)	535,800 円	① 受講料・授業料(税込額) 2年次	535,800 円	② 教材費(教科書代)、実習に伴う経費 等	別途 円	③ その他(総合保障制度Wii(傷害保険・賠償責任保険))	別途 円	3. 総額 (1+2) (税込額)	1,353,600 円
1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	817,800 円																
① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	282,000 円																
② 受講料・授業料(税込額) 1年次 (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	535,800 円 (うち、必須教材費 0 円)																
2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③)	535,800 円																
① 受講料・授業料(税込額) 2年次	535,800 円																
② 教材費(教科書代)、実習に伴う経費 等	別途 円																
③ その他(総合保障制度Wii(傷害保険・賠償責任保険))	別途 円																
3. 総額 (1+2) (税込額)	1,353,600 円																

[特記事項]

注) 一般教育訓練給付金の対象となる経費は、入学料+1年次(1年目)の受講料・授業料に限られます。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料・授業料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料・授業料には、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、支給申請時点での未納の額も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料・授業料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書の発行後、受講料・授業料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。